社会福祉法人北海道宏栄社女子職員の母性健康管理に関する規則

制定　　　平成２６年　３月２７日

（目　的）

第１条　この規則は、社会福祉法人北海道宏栄社就業規則第 42 条、指定就労継続支援Ａ型事業利用者就業規則第29条及びパートタイマー就業規則第19条の規定に基づき、妊娠中及び出産後１年以内の女子職員の母性健康管理に関する措置及びその手続きについて必要な事項を定めることにより、女子職員の母性を尊重するとともに働く環境の整備に資することを目的とする。

（通院に関する措置）

第２条　妊娠中及び出産後１年以内の女子職員から申し出があった場合には、原則として希望する日時に必要な時間を勤務時間内の通院時間として付与する。

２　理事長は、施設における業務の都合により勤務時間内の通院時間の変更行うことがある。この場合、変更後の日時は、原則として本人が希望する日時とする。

３　第１項の「必要な時間」とは、健康診査の受診時間、保健指導を受けている時間、医療機関等における待ち時間及び医療機関等への往復時間を合わせた時間のことをいう。

（通院時間中の給与等の取扱い）

第３条　前条の通院時間については、有給とし、勤務したものとみなす。

（回数等）

第４条　正常な経過の妊娠において、女子職員が勤務時間内通院として申し出ることができる回数は、次のとおりとする。

（１）妊娠２３週まで　　　　　　　　４週間に１回

（２）妊娠２４週から３５週まで　　　２週間に１回

（３）妊娠３６週以後分娩まで　　　　１週間に１回

２　前項の「１回」とは、健康診査と保健指導を合わせたものとする。医療機関等の指示により別の日に実施される場合にも合わせて１回とする。

３　妊娠しているかどうかを診断する初回の通院は含まれないものとする。

４　産後（出産後１年以内）において、医師等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示を踏まえて、通院時間を付与するものとする。

（申し出の手続き）
第５条　勤務時間内の通院時間を申請する際には、通院の月日、必要な時間、医療機関等の名称及び所在地、妊娠週数などを記入のうえ、健康診査・保健指導申請書兼通院時間付与承認簿（様式第１号）により理事長に申し出なければならない。
２　理事長は、妊娠週数又は出産予定日を確認する必要がある場合には、診断書、出産予定日証明書の提出を求めることがある。

（申し出の時期）
第６条　勤務時間内の通院の申し出は、原則として事前に行わなければならない。

（申し出の変更、撤回）
第７条　健康診査・保健指導申請書兼通院時間付与承認簿に記載された通院予定日時は、再度申し出ることにより変更することができる。
２　勤務時間内の通院時間の申し出は、通院予定日の前日までに申し出ることにより撤回をすることができる。

（時差通勤、休憩等に関する措置）
第８条　妊娠中の女子職員が健康診査等において医師等から指導を受けた場合、理事長は本人の申し出により当該指導に基づき、勤務時間の変更、休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置を次のとおり行う。
ただし、時間、回数について医師等による具体的な指導がる場合は、この限りでない。

（１）時差通勤
勤務時間の始め又は終わりにおいて、原則として１日を通じ１時間以内で必要とされる時間の時差通勤を認める。

（２）休憩の措置
本人と所属長とで個々に相談調整のうえ、必要な措置を行う。なお、休憩時間の延長は、原則１時間以内で必要とされる時間とし、また休憩回数の増加については、原則として２回までで、それぞれ３０分以内とする。

（３）上記に準じる措置
医師等による具体的な指導がない場合でも、本人の申し出があった場合には、第１号及び第２号の措置若しくはそれに準じた措置を行うものと

する。

（妊娠中又は出産後の症状に関する措置）

第９条　妊娠中及び出産後の経過に異常又はそのおそれのある場合で、医師等からその症状等について指導を受けた旨､妊娠中又は出産後の女子職員から申し出があった場合には､医師等の指導に基づき、当該女子職員がその指導を守ることができるよう、業務の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置を行う。

（申し出の手続き）

第10条　第８条及び第９条の措置については、所定の事項を記入した書面（医療機関等が作成した「母性健康管理指導事項連絡カード（様式第２号)」により、あらかじめ理事長に申し出ることとする。

２　理事長は、医師等の指導の内容等を確認する必要がある場合には、本人に了解を得たうえで担当の医師等と連絡を取り、その意見を聴く場合がある。

（勤務時間短縮等措置中の給与等の取扱い）

第11条　第９条の措置のうち、勤務時間の短縮及び休業の措置中の給与等の取扱いについては、有給とし、勤務したものとみなす。

（深夜業の制限）

第12条　妊娠中及び出産後１年以内の女子職員に対し、社会福祉法人北海道宏栄社就業規則第26条、指定就労継続支援Ａ型事業利用者就業規則第25条及びパートタイマー就業規則第15条の規程にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後１０時から午前５時までの間に労働させてはならない。

附　　則

この規則は、平成２６年　４月　１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

健康診査・保健指導申請書兼通院時間付与承認簿　（平成　　年度）

所　　属			
氏　　名		分娩予定日	平成　　年　　月　　日

※（1）	医療機関等名	所在地　　　（電話番号）	医療機関等初診日
１			平成　　年　月　日
２			平成　　年　月　日
３			平成　　年　月　日

※（2）	申請日（変更日）	通院する日・時間	妊娠週数	承認印
１	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	
	月　日（　日）	月　　日　　時　分～　　時　分	週	

※（１）　２以降は医療機関等を変更した場合に、記入して下さい。

※（２）　医療機関等を※（１）欄の番号で記入して下さい。

様式第２号（第１０条関係）　「表」

母性健康管理指導事項連絡カード

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人北海道宏栄社　理事長　様

医療機関等名

医師等名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

下記の１の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記２～４の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

１　氏　名　等

氏　名		妊娠週数	週	分娩予定日	平成　　年　　月　　日

２　指導事項（該当する指導項目に〇を付けて下さい。

症　状　等			指導項目	標　準　措　置
つわり	症状が著しい場合			勤務時間の短縮
妊娠悪阻				休業（入院加療）
妊娠貧血	Ｈｂ９ｇ／ｄＬ以上１１ｇ／ｄＬ			負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Ｈｄ９ｇ／ｄＬ未満			休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延		軽　症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重　症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠２２週未満）				休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠２２週以後）				休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠浮腫		軽　症		負担の大きい作業、長時間立作業、同一姿勢を強制される作 の制限又は勤務時間の短縮
		重　症		休業（入院加療）
妊娠蛋白尿		軽　症		負担の大きい作業、ストレス、緊張を多く感じる作業の制限 勤務時間の短縮
		重　症		休業（入院加療）
妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）	高血圧が見られる場合	軽　症		負担の大きい作業、ストレス、緊張を多く感じる作業の制限 勤務時間の短縮
		重　症		休業（入院加療）
	高血圧に淡白尿を伴う場合	軽　症		負担の大きい作業、ストレス、緊張を多く感じる作業の制限 勤務時間の短縮
		重　症		休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠に		軽　症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮

より症状の悪化が見られる場合）		重　症		休業（自宅療養又は入院加療）

症　状　等				指導項目	標　準　措　置
妊娠中にかかりやすい病気	静脈瘤	症状が著しい場合			長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔	症状が著しい場合			
	腰痛症	症状が著しい場合			長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	膀　胱　炎		軽　症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
			重　症		休業（入院加療）
多胎妊娠（　　　　胎）					必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全			軽　症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
			重　症		休業（自宅療養）

標準と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入して下さい。

３　上記２の措置が必要な期間（当面の予定期間はに○を付けて下さい。）

１　週間　（　月　日～　月　日）	
２　週間　（　月　日～　月　日）	
４　週間　（　月　日～　月　日）	
その他　（　　　　　　　　）	

４　その他の指導事項（措置が必要である場合○を付けて下さい。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

【記入上の注意】

（１）「４その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

（２）「４その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成　　年　　月　　日

所属

氏名　　　　　　　　　　　　　印

※　この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女子職員が記入して下さい。